

診断書提出命令書による診断書作成の同意書

社会医療法人杏嶺会 上林記念病院

院 長 山田 尚登 殿

当院で、公安委員会からの診断書提出命令書に基づき、認知症の疑いに関する診断書を作成する場合について、下記の項目に同意いただきますようお願いいたします。

すべての項目に同意いただけない場合は、当院での診断書作成はできません。

- ① 診断書は医師が診察、問診、検査の結果により認知症の有無を診断し作成します
- ② 患者さまのいろいろな都合を含めた内容での診断書作成はできません
- ③ 診断書を公安委員会へ提出した後、認知症を理由に運転免許の取り消しとなった場合は
免許の自主返納ができなくなります ※自主返納は、自治体より支援品の配布等優遇措置があります
- ④ 診断書の作成には2週間から1か月かかります 提出期限を超える場合は警察へ相談
してください
- ⑤ 診断書の作成において、トラブルとなった場合は病院より警察へ問い合わせを行います
- ⑥ 診断書の作成は、文書料 7,700円(税込)がかかります

上記6点について確認し、すべての項目について同意します

令和 年 月 日

本人氏名 (自署)

同伴者氏名 (本人との関係)